

平成 26 年 12 月 19 日

株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役 守安 功 殿

国土交通省自動車局旅客課長

2014 年 10 月 31 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

- (1) 照会のあった事例（以下「照会事例」という。）について、貴社が提供しようとするサービスは照会法令の適用対象とならない。
- (2) 他方、サービスを利用する者（この場合、照会事例にある「車両の保有者」とする。）が行う行為が照会法令の適用対象となるかについては、個々の態様により個別に判断することとなる。

2 照会事例における照会法令の適用に関する見解及び根拠

道路運送法第 80 条第 1 項において「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。」と規定している。

- (1) 照会事例によれば、貴社が貴社の自家用自動車を有償で貸し渡すものではないと見受けられることから、貴社が提供しようとする「共同使用に係る契約を媒介・支援するためのインターネットサービス」は、照会法令の適用対象とはならない。
- (2) 照会事例によれば、「共同使用料」については車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額として、車両の保有者が定めるものとしているが、その額は、どの時点を基準として算出するのか、また、共同使用者の数は固定されるのか増減するのかによって変動するものと考えられる。

このため、例えば、「共同使用料」についての設定が形骸化したり、

日・時間単位だけで使用料の設定を行うような場合には、「自家用自動車の共同使用」の適用範囲を超え、自家用自動車有償貸渡業との差はないものと考えられるため、車両の保有者は照会法令の許可を要する場合もあると考える。

なお、「自家用自動車の共同使用」とは、同一の自動車を2以上の者のそれぞれが、自己の欲求充足のために主体的な立場において使用することであり、主体的な立場において使用するための要件としては、共同で使用する者のそれぞれが自動車の使用及び管理に関する実質的な権限と責任を有することが必要であると考えられる。また、「自動車を使用する」とは、自動車の管理も合せて行うことを常態とするものであり、日常点検整備だけでなく、定期点検整備等も行うものである。

よって、例えば共同使用者が複数の場合に、共同使用者は使用料を支払い自動車を使用するのみで、保有者と共同使用者間に自動車の管理についての合意が無い場合又は形骸化している場合に、保有者が常態的かつ単独で管理を行うのであれば、自家用自動車の共同使用とは言い難い場合もある。